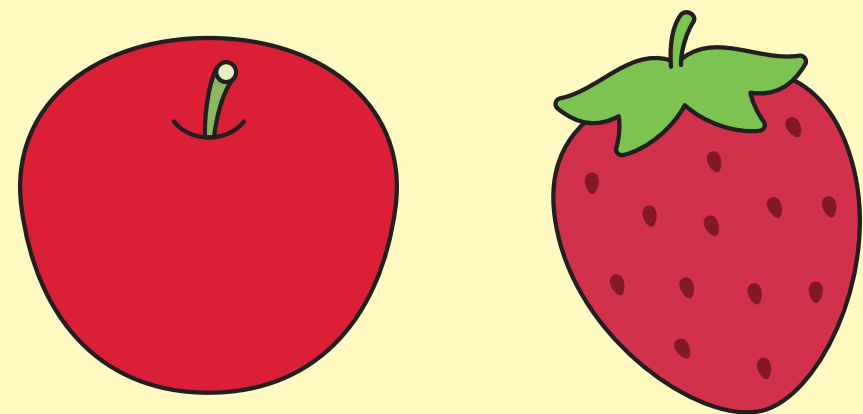




ご注意ください！

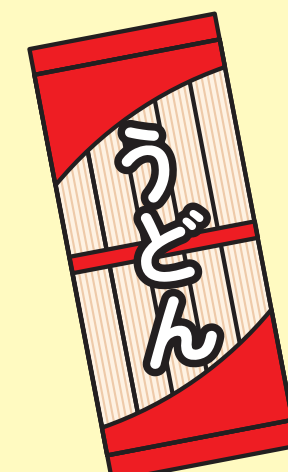
2023年4月1日より、植物に加え 「物品」も罰則の対象になりました。

植物防疫法により、輸出先の国によって、輸出が制限されている植物や物品を
違法に持ち出すと罰則が科せられます。



植物

[果物、種子など]



物品

[植物を原料にした加工食品、土の付着リスクがある農機具など]

罰則も強化されています

輸出相手国の要求に合わない植物や物品を持ち出した場合、検査を受けるにあたり不正行為があった場合は、3年以下の拘禁刑、または300万円以下の罰金が科せられます。法人の場合は5,000万円以下の罰金が科せられます。

